

道路工事施行承認申請について

◆道路工事施行承認とは？

道路法第24条の規定に基づき、道路管理者以外の者が道路に関する工事又は道路の維持（以下「道路工事」と言う。）を行う場合、道路管理者の承認が必要となります。

道路工事を行う者は、道路管理者に対し道路工事施行承認申請を行う必要がありますが、道路の構造又は機能を低下させることなく真にやむを得ないもので、道路管理上支障がないと認められた場合にのみ承認されます。

例：法面埋立工事、車両乗入れのための歩道切下げ、ガードレールの撤去工事 等

◆承認までの流れ

事前相談

事前にどのような工事を行うのか等の相談をしていただき、管理及び技術両面から検討します。（場合によっては数回打ち合わせが必要になることもあります。）

申請

必要書類を添えて申請書を提出します。（申請の方法については下記を参照）

審査

道路管理上支障ないか改めて審査します。なお、交通規制等を行う場合は警察署等に協議します。

承認（又は不承認）

承認と認められる場合、承認書を交付します。（着工前、竣工後にそれぞれ届を提出のこと）

◆申請の方法

次の書類を各2部（正1部、副1部）作成のうえ提出して下さい。

提出書類	備考
道路工事施行承認申請書 （別記様式1）	
設計書	道路に関する部分のみ。
図面 ※平面図・断面図には道路敷地と民地との境界線を赤色で明記し、道路敷地内の施行部分は塗りつぶすこと。	①位置図 ②付近見取図 ③現況平面図 ④現況縦・横断面図 ⑤計画平面図（道路の取付け等の場合は全体計画平面図、計画交通量の算定書、交差点の詳細設計図） ⑥現道計画縦・横断面図（道路取付けの場合は、取付け道路の縦・横断面図） ⑦道路工事現場における標示施設及び防護施設等の設置図 ⑧字図写し（申請地付近の所有者名及び転写者の職氏名を記載） ⑨構造詳細図 ⑩丈量図（付替え等の場合）
道路工事施行箇所の写真	現況の写真とする。
誓約書（別記様式2）	申請者が国、地方公共団体、公社、公団及び協同組合等の公共団体の場合は保証人は不要。
承諾書	道路工事に利害関係人がいる場合のみ提出のこと。
その他の必要書類	

◆お問い合わせ・提出先

〒869-0532

熊本県宇城市松橋町久具 400-1

熊本県県央広域本部 宇城地域振興局

土木部維持管理調整課 管理総務班

電話 0964-32-2110

FAX 0964-32-5124

Email : udoiji25@pref.kumamoto.lg.jp